

「法的責任に関する一考察」 ---特にPL法における“無過失責任”について---

福 本 一 朗*

A study of legal responsibility
--- Especially on strict liability in Product Liability Law ---

Ichiro FUKUMOTO*

Key words : 製造物責任、無過失責任、欠陥責任、応答責任論、技術者倫理

1. はじめに

製品の欠陥が原因で生命・身体または財産に被害が生じた時に、その製品の製造者等が被害者に対して負う損害賠償責任（PL；Product Liability）を課す「製造物責任法（PL法）」が1995年7月1日から施行された。本法は「被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること（第1条）」を目的として定められたが、同時に明治29年に現行民法が施行されて以来の「不法行為（民法709条）」に関する「過失責任」の大原則を製品事故の分野で「欠陥責任」に転換するものであり、一種の“無過失責任”を製造業者等に課したものとして法律家のみならず実際に製品を開発・設計する技術者に間でも広範な議論を引き起こした。本小論ではPL法制定の背景から「欠陥責任」概念とその問題点について法律的な検討を行うとともに、PL法が真に消費者保護と産業の発展に寄与するためには、どのような法適用姿勢が必要とされるかを考察することを目的とした。

2. 製造物責任訴訟の現状

製造物責任法施行後の訴訟動向としては、施行以来11年間に72件の訴訟が製造物責任法に基づいて提訴され、そのうち2004年以降提訴されたものは13件に過ぎなかった。この数値は、製品関連事故に係る相談が2004年度だけでも7,915

原稿受付：平成19年5月10日

*長岡技術科学大学生物系

件、拡大損害が生じた相談が4,630件に比して少ないと言わざるを得ない。なお拡大損害の内訳をみると身体のみに拡大損害が生じた相談が3,741件、物品のみに拡大損害が生じた相談が747件、身体と物品の双方に拡大損害が生じた相談が126件であった（Fig. 1）。また商品別件数と危険内容件数についてはそれぞれ、身体拡大損害相談では「健康食品」「皮膚障害」が、物品拡大損害相談では「空調・冷暖房機器」「破損・折損」が最も多かった（Fig. 2, Fig. 3）。³⁸⁾

製造物責任法関連事件

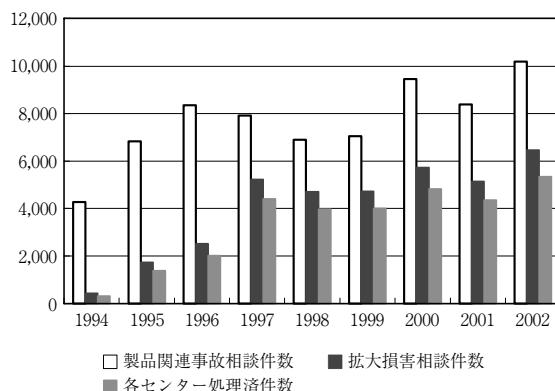


Fig. 1 製造物責任法関連事件数変移

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）より作成

上位商品別相談件数

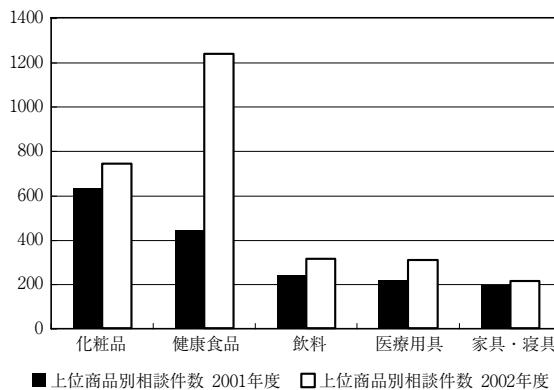


Fig. 2 製造物責任関連上位商品別相談件数（2001年度・2002年度）

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）より作成

上位危害内容別相談件数

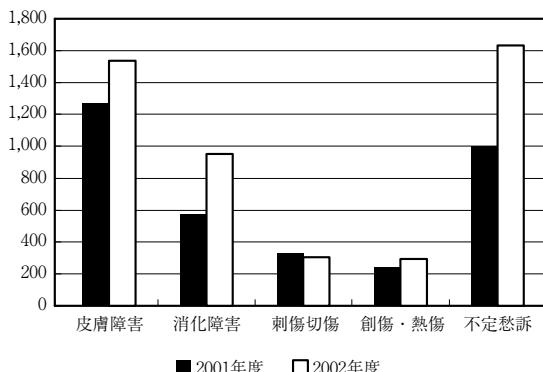


Fig. 3 製造物責任関連上位危害内容別相談件数（2001年度・2002年度）
PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）より作成

米国の製造物責任法は、一般に過失責任（negligence）、保証責任（warranty）および厳格責任（strict liability）の3つの訴訟原因を認めている。しかし伝統的な不法行為責任である過失責任や売買契約上の明示または黙示の保証責任は、それぞれ過失の立証の難しさや当事者の契約関係を要件とすること等の問題があり、それらが緩和されてきたとはいえ製造物責任の追及について障害となっていた。その障害を乗り越えるものとして登場したのが、製造業者の“無過失責任”を実現する不法行為上の「厳格責任」である。カリフォルニア州最高裁判所の1963年グリーンマン事件（Greenman v. Yuba Power Products, 27 Cal. Rptr. 697, 377P. 2d 897 (1963)）は製造物責任における厳格責任の法理を確立させたりーディング・ケースであるが、全米にこの法理が広がった原因については、リストイットメントの果たした役割が大きい。しかし多くの裁判官により引用されてきたとはいえリストイットメント自体は連邦法でも州法でもない。そこで製造物責任原則の統一を目指して1979年統一製造物責任モデル法（U.S. Model Uniform Product Liability Act）により各州の統一をはかる動きや、あるいは連邦法として製造物責任改革法案（Common Sense Product Liability Legal Reform Act of 1996）の議会への提出があったが、前者はあまり採用されることなく、また後者は廃案になるなど成功していない。したがって製造物責任法の主要な法源は、現在では州法・判例である。

我が国のPL法訴訟の状態は、1963年カリフォルニア州最高裁判決（Greenman v. Yuba Power Products）以来、1970年代半ばにかけて各州の裁判所が「厳格責任」

を採用した判決を連発して、訴訟件数／賠償件数の増加・賠償金額の高騰・製造物責任保険料の大幅値上げ等から「製造物責任危機」が生じて深刻な社会問題となった米国とは大きく異なっている。その原因として、「欠陥責任」と「厳格責任」の概念の違いや、弁護士数の違い（日本4万人対米国70万人）、弁護士報酬制度・懲罰的賠償制度の存在など、日米の司法制度の相違などがあると考えられている。しかし今後は我が国においても先進諸国並みに、生命や身体機能に重篤な障害を与える自動車・家庭用電気製品などに対する製造物責任を問う訴訟が増加し、賠償請求金額も高額化するものと考えられている。そのため製品の研究・開発・設計・製造に携わる技術者にとっては、PL法および欠陥責任について理解を深めるとともに、安全安心社会を実現するための科学技術のあり方についての思索を深めることが必要と考える。

3. 法律における責任概念の比較

PL法で用いられている「欠陥責任」とは、そもそも法的にどのような意味を持つものであるか、必ずしも明確ではない。そのためここではまず法的責任概念の考察を行う。^{63) 64) 66)}

3. 1 責任論

「責任」は社会における自由に伴って発生する負担であり、自由な行為・選択に伴い、結果に応じた責任が発生する。「責任」には“結果責任”、“自己責任”、“政治責任”などの「社会的責任」と、刑事責任・民事責任・拳証責任・行政責任等の「法的責任」があるされているが、その弁別は必ずしも容易ではない。さらに“結果責任”は歴史的な「切腹」や「詰め腹を切らす」など日本の責任概念であり、しばしば恣意的に民衆操作の道具として用いられてきた。また2004年4月7日のイラク日本人人質事件で海外にも有名になった“自己責任own risk”という言葉は、我が国では「不本意な結果が発生するリスクを認識した上で行動した以上、その不本意な結果発生については自己が全責任を負うべきであり、國家が保護する必要はない」という意味で用いられている。しかし「責任」という単語には本来「自己」という意味が含まれているため「自己責任」という言葉は、行政側の責任回避のために造られた造語であるとの批判（小林よしのり「新ゴーマニズム宣言」）がある。さらに“政治責任”については、政治の行為者が主権者の信任によって選出されているため、社会における政治の最終責任は主権者である国民が負うべきものとされているため、政治家個人に“政治責

任”をとらせる事は、本来の言葉の意味からは誤りと言わねばならない。このように曖昧な「社会的責任」という概念を認める事は、「道義的責任」と混同して使われ、却って我が国の責任の所在を不明確にしていると思われる。^{1) 14) 56) 65) 60)}

日常的意味としての「責任」は『広辞苑』によれば、

- (1) 人が引き受けたるべき任務、
- (2) 政治・道徳・法律などの観点から非難されるべき責め（せめ）、科（とが）

とされており、「責任」の意味が「任務」と「責め」の二つに分類されている。

しかし、それぞれがいかなる意味であるのか、この二つで責任の意味が網羅されているかは明らかではない。さらに『小学館大辞泉2006』によれば、以下のように「任務」「責め」以外に「法律上の制裁を受ける負担」が追加されている。

- (1) 立場上当然負わなければならない任務や義務。
- (2) 自分のした事の結果について責めを負うこと。特に、失敗や損失による責めを負うこと。
- (3) 法律上の不利益または制裁を負わされること。特に、違法な行為をした者が法律上の制裁を受ける負担。主要なものに民事責任と刑事責任がある。

これに対して法律的な責任は、その準拠規範・責任原因・答責者・問責者・責任対象・責任負担から分類され、表1の様に具体的用法として用いることができる。⁵⁴⁾

表1 責任の分類（滝川裕英：「責任の意味と制度-負担から応答へ」、勁草書房、2003、p25表2－2を元に追加改変）

責任の分類項	具体的用法
責任規範	法的責任・道義的責任・政治的責任・形而上の責任 etc.
責任原因	行為責任・自己責任・結果責任・過失責任・無過失責任・欠陥責任・厳格責任 etc.
答責者	個人責任・集団責任・国家責任 etc.
問責者	社会的責任・将来世代への責任 etc.
責任対象	対物責任・対人責任 etc.
責任負担	刑罰（刑事責任）・損害賠償責任 etc.

このように日本語の「責任」には任務・責め・負担という互いに関連する概念が融合混在し、それが貞永式目・武家諸法度以来の「道理」概念に裏打ちされているように思える。これに対して論理的言語とされている印欧語族の代表における「責任」は、例えば英語では、以下のようにケース依存的に詳細に規定

されている（[小学館プログレッシブ和英中辞典2006, [三省堂ニューセンчуリー和英辞典2006] より]）。

1. responsibilityは自分の仕事や義務などを遂行する責任。
2. chargeは人や組織に対して管理や世話をする責任。
3. blameは失敗など悪いことに対して負う責め。
4. faultは過失の原因。
5. dutyは法律上の（債務）義務。
6. liabilityは特に借金の支払い・損害賠償などの法律上生じる義務。
7. accountabilityはその地位のある人が他の人に説明する責務をいう。

もちろん英米法圏で誕生した製造物責任法（Product Liability Law）の法文上における“責任”は、上記の“liability”であり、“法律上生じる義務”としてこの点については異論がないとされてきた。しかし加害者の主観的因素である故意／過失を要件とする伝統的な過失責任から、客観的因素のみの要素とされる製造物の“欠陥責任”への変更に伴って生じる、一種の“無過失責任”的法律上生じる義務の性質については必ずしも明確ではない。そのため現在の実証法的観点から、“法的責任”について考察する実益は依然として存在すると考えられる。⁵⁾

これらの責任の概念を分析して、ハートは役割責任（Role-Responsibility）・因果責任（Causal-Responsibility）・負担責任（Liability-Responsibility）・能力責任（Capacity-Responsibility）の四つに分類することができると主張する。しかし筆者にはハートのいう役割責任（船長は船の安全航行に責任があった）と因果責任（船長は船の遭難に責任があった）との違いは単なる「表現上の違い」過ぎないと思われる。また能力責任（人は自らの行為に責任がある）は、能力を有する者が必ずしも責任がある訳ではないし、戦争責任のように能力に欠ける者が常に免責になるわけでもないので、能力責任を一つのカテゴリーとすることにも疑問があるといわねばならない。⁸⁾¹⁵⁾

このハートの責任分類を克服するものとして、ケルゼンの分析を挙げることができる。ケルゼンは責任概念を、(1) 秩序によって規定された行為に対する反作用である「制裁(Sanction, sanction)」、(2) 規範によって一定の行為が命じられ又は禁止される個人との関係における規範である「義務(Pflicht, obligation)」、(3) その反対の行動の際に発動される制裁である「責任(Haftung, Verantwortlichkeit; responsibility, liability)」の3つに分類した。「制裁」は、宗教の場合に典型的な超経験的(transzendent)制裁と、法の場合に典型的な社会内在的(gesellschaftlich)

制裁に区分される。法が強制的秩序として位置づけられるのに対し、道徳は、制裁が道徳秩序によって定められておらず社会的に組織化されていないという点で法と区別される。このように、法・道徳・宗教は制裁の形態によって区別される。また「規範によって義務づけられる」とは、その反対の行動が規範違反行為であり、そのようなものとして規範に規定された制裁の条件であるものである。ゆえに、規範によって義務づけられるということは、規範違反行為の潜在的主体であるということである。人は規範に合致した行為へと義務づけられる一方で、規範に違反した行為に対して責任を負う。義務と責任の区別は、義務が規範違反行為の潜在的主体を示すのに対し、責任は制裁の潜在的客体を示すという点にある。ケルゼンはこの制裁・義務・責任の三概念の混同を戒め、次のように述べている。

「制裁はそれ自体義務ではなく（義務として定められることもあるがその必然性はない）、規範によって一定の行動に結びつけられた強制作用であり、その行動をしないことが規範によって命じられた義務の内容である。このことは、制裁とは義務を構成する強制作用であるというように表現することもできる。責任もまた義務ではなく、強制作用が向けられる個人の、その人自身又はその他の人によって行われる規範違反行為への関係のことである。義務は、その行為が規範違反行為となる個人が規範違反行為をしないことである。」^{38) p28}

このケルゼンの「責任は義務ではなく関係である」という主張は誠に新鮮であり、これによって「戦争を知らない世代に親の世代の戦争責任がある」という主張が初めて理解できたと思料する。これは後述のように負担責任論から応答責任論へのパラダイムの変換を意味し、ヴァイツゼッカー旧西独大統領の著名な演説の中の次の二節に結晶しているといえよう。

「民族全体の罪（Schuld）または無罪などということは存在しない。罪は無罪と同様に、集合的（kollektiv）ではなく個人的（personlich）である。我々は皆、罪があろうと（schuldig）なかろうと、老若に関わらず、過去を引き受けねばならない。我々は皆、過去のもたらす結果に関わっており、それに対して責任（Haftung）を負っている。」^{38) p29(20)21)}

法律上の責任には、従来、刑事責任・行政責任・民事責任の三種類があるとされてきた。本章ではこれら実証法上の責任概念について考察し、新しい責任論である「応答責任論」の立場から、「製造物責任」の欠陥責任の特徴を論じる。

3. 2 刑法における責任概念

現在の我が国の刑法においては、原則として犯罪の「構成要件」に該当する「違法」にして「有責」な行為のみが犯罪として罰せられる。このうち「構成要件該当性」とは刑法典に示される一般刑法、および民法・行政法・経済法・工業所有権法などの諸法典の中に記載されている特別刑法に触れる行為に該当することをいい、正当防衛や緊急避難などの例外的な違法性阻却事由がない限り、構成要件に該当する行為は原則的に「違法性」の用件をも満たすと考えられている。これに対して「有責性」に関しては、有責性（責任能力・故意・過失）がない場合は処罰されないが、刑法においてはこの「責任」を「非難可能性」であると説くのが通例である。刑事責任を負担させる根拠は、人が自己の行為の是非を理解し、かつそれに従って自己の行動をコントロールできるのにあえて犯罪を行なったことにある。従ってこの能力のない者（責任無能力者；14歳未満の少年や心神喪失等）は処罰できず、この能力が劣る者（限定責任能力者；心神耗弱等）は刑が減輕される。しかし非難可能性の性質については議論があり、「責任は決して客観的に存在するものではなく、特に行為者の心理の中にあるものでもない。責任は一定の客観的に存在する事実の故に（違法な）行為を非難可能なものとする“判断”に他ならない。（Frank 1926）」とされることに対して、「責任は責任に関する判断がなくとも考えることができる。（Mittermaier 1909）」という反論がなされている。しかしこの批判は「一定の時点において、行為者自身の中において、しかも彼の行為に対して一定の価値意識に照らしてふさわしいものとされる条件が充足されている場合」には当を得たものといえよう。つまりこのことは「責任とは一定の客観的に存在する事実の故に違法な行為を非難可能なものとする判断である」という Frank の公式において、価値判断の「客体」（構成要件に該当する違法な行為）・非難可能性の「判断」（構成要件に該当する違法な行為が“無価値”であるとの判断）・判断がくだされる根拠となる「前提」の3つが明確に区別されねばならないことを意味している。換言すれば「責任とは前提とされる一定態様の意識に照らして、一定の条件の下で、構成要件に該当する違法な行為が「有責な行為」であるという属性を備えるという意味において“価値判断”により構成されるもの」であるといえよう。さらにこの「無価値」は、法規自体によって確定されるか、または社会生活上の規則と関連して探求されるかのいずれかに基づくとされている。^{2) 4) 7) 11) 12)}

別の観点からは「故意」と並ぶ責任要素として「過失」が挙げられる。「故意」とは、わざとすることであり、犯罪の構成要件に該当する事実を認識し、かつ

結果発生を認容した（望んだ）ことをいう。結果発生を不確実なものと認識していても、その認容があれば故意が成立する（未必の故意）。故意に対する「過失」は、犯罪の構成要件該当事実を不注意によって発生させることであり、結果発生の予見や結果回避が不可能な場合は過失とはならない。「過失」の性質としては主觀的構成要件要素としての「不注意」と違法要素としての「客観的注意義務違反」を前提としながら、責任批判の対象をなす「意思」としてさらに限定されるべきものである。つまり社会生活上的一般的な意味での「不注意」が構成要件要素としての過失の成立要件であり、その重大な法益侵害を生み出した「不注意」として評価される「客観的注意義務違反」が違法要素としての過失の要件であったのに対して、行為者の主觀的能力を基準として「主觀的注意義務違反」があるとの否定的判断が下されうるような「意思（主觀的過失）」が、「責任要素としての過失」を基礎づけることになる。なおこの「責任要素としての過失」が成立するためには、「結果の主觀的予見可能性・結果の主觀的回避可能性・結果の不知不回避性・違法性意識の可能性」の4要件が必要とされている。さらにいわゆる規範的責任論においては、違法行為を抑止し他の適法行為にでることを期待し得た「期待可能性」をもって、故意・過失とは別個の責任要素と考えた。逆にいえば適法行為の期待可能性不十分（期待不可能性）が一般的な超法規的「責任阻却事由」をなすものとされたが、これに対しては「期待可能性不存在」は責任の要素ではなく「違法性阻却事由」なのではないかという批判がなされている。^{3) 6) 13)}

カウフマンはこのような刑法上の過失責任主義についてその理論的根拠を考察した後に、次のように述べている。「人間は自己実現（Selbstverwirklichung）と自己決定（Selbstvervollkommenung）を目指しており、自己の行為の目的に関して自由に決定し、それゆえに自己の決定について責任を負うのである。このような理由から人間は責任能力をも有するのである。責任は、人間の倫理的課題の認識ある意欲された過誤である。責任はそれゆえ、人格として尊重されるという要求の部分的実現化をともにもたらす。そこから、刑罰の権限と必要性が生じる。刑罰は、責任に対する当然の応答であり、行為者の贖罪に役立ち、それとともに責任からの解放に役立つ。それゆえ責任が欠ける場合には、刑罰は発生しない。すなわち、刑罰に正当化根拠が欠けるのである。責任なく処罰が行われるとすれば、処罰された者は「理性的な者として尊敬され」ておらず、人間としてではなく、むしろ人間以下のもの（Untermensch）として見なされ「無害にされるべき…有害な動物としかみなされず、あるいはただ威嚇と矯

正の諸目的の中でしかみられない」ことになる。(Arthur Kaufmann著(甲斐克則訳)：「Das Schuldprinzip (責任原理—刑法的・法哲学的研究)」、九州大学出版会<法と国家>翻訳叢書、2000、p287)」⁵¹⁾

以上の考察から謙抑性・補充性が要求される刑法の観点からは、「責任」は「非難可能性」として明白な「無価値性」と関連づけられてきわめて厳格に解釈されており、刑法第38条「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定があるばあいは、この限りではない。(故意なき行為は罰しない、過失犯は特別の規定がない限り罰しない)」と規定する様に、“無過失責任”的成立する余地は全くないと考えられる。

3. 3 民法における責任概念

民法における責任は契約行為・不法行為・事務管理により生じる。⁹⁾ このうち民法709条に「故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」、710条に「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産権以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。」と規定されている「不法行為」とは、故意または過失によって他人の利益を害する違法な行為のことをいい、加害者は被害者に対して損害を賠償せねばならない。この不法行為を根拠として民事責任は成立する。民法では不法行為が成り立つためには故意または過失が必要だとしており、「過失なれば責任なし」といういわゆる「過失責任の原則」をとっている。ここで「故意」と「過失」が並列関係にあり、両者を区別していないことが重要である。つまり民法では加害者の行為が意図されたものであったか、それとも不注意によるものであったかを問わず平等に、権利侵害／利益侵害結果が生ずれば賠償責任を負わせていることになる。この点は、意図があれば殺人罪（刑法199条；死刑又は無期若しくは5年以上の懲役）、意図なき過失によれば過失致死罪（刑法210条；50万円以下の罰金）または業務上過失致死罪（刑法211条；5年以下の懲役若しくは禁固又は百万円以下の罰金）となって量刑に大きな差が生じる刑法との大きな違いであるといえよう。この論点は「未必の故意」の責任解釈ともあいまって、「故意」と「過失」を区別しないことが製造物責任訴訟において正当化されるかどうかという問題を生む。ただ後述する様に製造物責任法では、判定困難な主觀要素である「故意・過失」ではなく、立証の容易な「欠陥」の存在があれば賠償責任を認めており、一見

合理的に見える。しかしお欠陥の判断において「社会通念によってあらゆる要素を総合的に判断する」¹⁷⁾とされているため、この時点で製造者の心理状態が考慮される可能性は否定できない。

民事上の損害賠償については、これ以外に、契約に基づく責任（契約責任）がある。契約責任は加害者と被害者が契約関係にある場合のみ問題となるのに対し、不法行為では契約関係にあることを必要としないという違いがある。契約により債権と債務が生じる。債権とは、ある人（債務者）に対してある行為をするよう求める権利であって、債務者が義務を果たさない（債務不履行）とき、債権者はそのことによってこうむった損害を賠償するよう求めることができる。債務不履行には履行遅滞・履行不能・不完全履行の3種類の形態があり、契約責任上の製造物責任は不完全履行である場合が多いとされている。なお不法行為責任の場合には原告が過失の立証責任を負うのに対して、債務不履行責任の場合は、被告である売主が無過失の立証責任を負う点で違いがある。さらに債務不履行に基づく損害賠償請求権は、債務不履行の発生した時から10年で消滅時効（民法167条1項）にかかるのに対して、不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者が損害発生および加害者を知った時から3年、または加害行為の時から20年で消滅する点で異なっている。特定物の給付を目的とする売買の場合、売主は履行期の現状で引き渡せば足りるので（民法483条）、売買の目的物に瑕疵がある場合も売主の債務不履行責任を問うことはできない。この不公平な結果を補うための法定責任として瑕疵担保責任が定められている。これは売買の目的に隠れた瑕疵があった場合には買主は損害賠償を請求することができ、瑕疵のため売買の目的を達することができない場合には契約を解除することもできるというものである。ただこの瑕疵担保責任に基づく権利は買主が事実を知った時から1年以内という短期間に行使しなければならない（民法第570条）。なおこの場合に売主の過失は責任要件とされていないので、瑕疵担保責任は無過失責任であるといえよう。

3. 4 製造物責任法における欠陥責任概念

製品の欠陥によって消費者が被害を受けた場合、民法上契約関係にある販売者に対しては債務不履行責任（民法第415条）および瑕疵担保責任（民法570条）を問うができるのに対して、直接の契約関係にない製造者に対しては一般不法行為責任（民法709条）を問う道しかない。ただこの民法の不法行為は「過失責任」を要件としているので、消費者が製造業者の不法行為責任を問う場合

にはその過失を立証しなければならない。ところが現代の工業製品は高度な科学技術を用いている場合が多く、製造過程に関する知識や情報を持たない一般的の消費者には立証が困難である。そのため責任要件を主観的な「過失」から客観的な「欠陥」に変更して消費者の立証責任の軽減を図り、製造業者等に一種の“無過失責任”を課したもののが不法行為特別法としての製造物責任法である。ただここで製造物責任は「欠陥があれば故意・過失がなくても責任を負う」という意味での“無過失責任”であるので、「欠陥がない限り」責任を負うものではないことに留意しなければならない。¹⁷⁾本論文で用いる「無過失責任」の語は以降この意味で用い、特に必要があれば「一種の無過失責任」の語を用いて注意を促すこととする。¹⁰⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾¹⁹⁾²⁴⁾²⁵⁾²⁶⁾²⁷⁾

なお過失責任から欠陥責任への変更によっても、「訴訟を起こした原告が責任原因を立証する」という民事訴訟上の大原則は変わらないため、依然として消費者側に「欠陥の立証責任」が課されているという点には注意しなければならない。¹⁷⁾ただ実際の製造物責任訴訟においては、裁判官が「事実上の推定」を行うことにより被害者の立証責任がさらに軽減されている。ここで「事実上の推定」とは、経験則の働きにより前提事実から要証事実の存否を推認することをいい、製造物に欠陥が存在し、その欠陥によって生じるべき損害と同一の損害が発生した場合にはその損害はその製造物の欠陥によって生じたものと因果関係が推定される場合のように、民事訴訟における裁判官の自由心証主義原理に基づいている。

ここで「無過失責任」とは、加害者側に過失がなくても被害者に対して損害賠償責任を負わねばならないことを意味しており、既に民法717条において「工作物所有者の無過失責任」を認めていたが、特別立法として公害の分野では鉱業法109条、労働基準法75条以下、自動車損害賠償補償法3条、水洗炭業法16条、原子力損害賠償法3条、大気汚染防止法25条、水質汚濁防止法19条、油濁損害賠償保障法3条にそれぞれ無過失責任の明文の根拠規定が置かれている。この無過失責任の根拠に関する考え方としては、「**危険責任**」(危険を内在した製造物を製造した者がその危険が発生した場合の賠償責任を負うべきである)、「**報償責任**」(製造者が利益追求を行っており、利益を上げる過程において他人に損害を与えたことを根拠に賠償責任を負うべきである)、「**信頼責任**」(自らの製造物に対する消費者の信頼に反して欠陥ある製造物を製造し引き渡したことを根拠として立証責任を負うべきである)などが主張されている。このうち危険責任と報償責任の考え方は、より広い事故類型の特殊性に応じて、過失責任主義に

よって構成されている不法行為の中にも取り入れられ、自動車賠償補償法（3条）や民法714条以下の特殊な不法行為形態において、加害者の責任を重くする根拠ともされている。過失を問題としながらも、危険責任などの考え方によって、実質的には無過失責任化されているこれらの責任は「中間責任」と呼ばれている。³⁸⁾

以上のように製造物責任は、決して無過失責任ではなく、欠陥を有する製品を世に送り出した製造者等の危険責任・報償責任・信頼責任であると考える。そうである以上、刑法・民法の過失責任原理はPL法においても依然として遵守されているというべきであり、それゆえにこそ「よって生じた損害を賠償する責任（民法709条）」により交付される金銭は、有責責任のない第三者が担っても意味を持つような間接責任としての「補償」ではなく、有責責任のある者が担ってこそ初めて意味を持つような直接責任としての「賠償」であると考えられる。ここで補償には存在せず賠償にのみ存在する「意味」とは、言うまでもなく「加害者による謝罪」という意味である。つまり製造物責任訴訟における金銭賠償は、単なる「負担としての金銭」ではなく、「応答としての謝罪」であることになる。訴訟当事者は単に金銭を巡って争っているのではなく、被害者の「わたしたちが求めているのはお金ではない」という言葉に象徴されるように、「なぜ製品によって人身事故や拡大損害が生じければならなかつたのか」というコミュニケーションを巡って争っている。要するに、損害賠償責任とは加害者による謝罪の応答である。不法行為訴訟における損害賠償責任を、発生した金銭的負担の帰属として捉えることは、事態の正確な記述ではない。損害賠償責任とは、被害者に対する謝罪の応答であり、このような理解は応答責任論によってのみ与えられる。（滝川裕英：「責任の意味と制度－負担から応答へ」、勁草書房、2003、P207）

この様に責任を負担と考えるのではなく、答責者の人格を尊重し同じ人間としての責任実践を要求するコミュニケーションであるとする応答責任論に立つ滝川の主張は、奇しくも以下に述べるカウフマンの主張と合致している。

P429 「責任からのこのような解放は、責任が放逐されることによって為し得るものではなく、有責者が自己の責任を認め、それを自己答責的に引き受け、そうすることによって、それこそが、拒絶したという非難から再び自由になる、とうやり方でのみ、為し得るのである。----それこそが贖罪（Shune）と呼ばれるものである。」

4 製造物責任の成立とその問題点

4. 1 製造物責任法立法過程

国民生活審議会（第13次）消費者政策部会報告は、1993年12月に取りまとめられ「製造物責任については、政府部内での調整を図り、その法制化を早急に行うとともに、関連する諸政策を一体的に講じることにより、製品に係る総合的消費者被害防止・救済制度の確立を図ることが必要である」とした。これを受けて政府は早速、経済企画庁・通商産業省・農林水産省・厚生省・法務省・運輸省・建設省・大蔵省の合同作業として製造物責任法案づくりに入り、1994年4月2日に政府案を閣議決定して、同日国会に提出した。国会においては6月2日に衆議院商工委員会に付託され、15日に全会一致で採択された後、16日には本会議でも全会一致で可決された。参議院に送られた法案は22日に商工委員会において全会一致で採択された後、本会議に緊急上程されて全会一致で可決・成立した。成立した製造物責任法は、6月24日の公布閣議を経て「平成6年法律第85号」として7月1日に公布され、付則第一項によって1995年7月1日より施行された。

4. 2 製造物責任法制定後の情勢

1995年7月に製造物責任法が施行された後、製造物責任制度の定着状況を把握するため、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に収集された独立行政法人国民生活センターおよび全国の都道府県・政令指定都市・市区町村の所管する消費生活センター等が受けた製品関連事故に係る受付相談件数について調査し、施行8年目（2002年度）までの調査結果としてまとめた。また、国民生活センターでは、製造物責任法が施行されて以降、同法に基づく訴訟の判決文収集を行ってきており、2003年12月31日時点で54件を確認している。

製品関連事故に係る消費生活相談の動向について、製品関連事故に係る相談件数の推移を見てみると、1994年度以降2002年度までに国民生活センターおよび消費生活センター等が受け、2003年12月末日までにPIO-NETにより把握できた製品関連事故に係る消費生活相談の年度別相談件数の推移は施行前年の234,022件から、施行後8年目の873,238件へと3.7倍に急増している。法施行後8年目を迎えた2002年度は、製品関連事故に係る相談が10,185件（総件数の約1.2%）、拡大損害が生じた相談が6,462件（同約0.7%）であった。

そのうち物品に拡大損害が生じた相談の商品別件数を見てみると、2002年度では「食生活機器」（電気冷蔵庫、食器洗い器など）に関する相談が最も多く、

次いで「自動車」に関する相談が多かった。なおその相談の危険内容別件数を見ると、2002年度では「火災」および「発火・引火」が最も多かった。

4. 3 製造物責任法判例

2003年12月31日までに54件確認された製造物責任法関連訴訟のうち欠陥を認めなかつた判例は4件、認めた判例は13件であった。

製造物責任法3条の欠陥を認めなかつた判決

- (1) 新潟地裁長岡支部平11.9.8判決（紙パック容器負傷事件：施行前の出荷にPL法は適用されず）、その控訴審判決として東京高裁平12.2.29判決
- (2) 仙台地裁平11.2.25判決（生ウニ食中毒事件）
- (3) 東京地裁平12.5.22判決（判例時報1718号pp3化粧品皮膚障害事件）
- (4) 青森地裁平13.2.13判決：コンピュータプログラムのミスによる税金の過払いと請求棄却。

製造物責任法3条の欠陥を認めた判決

- (1) 名古屋地裁平11.6.30判決：異物混入ジュース喉頭部負傷事件（判例時報1682号pp106）
- (2) 大阪地裁堺支部平11.9.10判決：学校給食でのO157食中毒と自治体の責任。
- (3) 東京地裁平11.8.31判決：冷凍庫からの出火による自宅焼失に損害賠償。
- (4) 仙台地裁平13.4.26判決：自動車用フロントガラスカバーについて製造物責任法3条の「欠陥」を認めた。
- (5) 東京地裁平14.12.13判決：魚の塩焼き・洗いにPL法を適用
- (6) 名古屋地裁平14.4.22判決：漢方薬の副作用による腎不全を認め漢方薬会社に賠償命令。
- (7) 大阪地裁平15.4.16判決：外国製オーブンレンジの欠陥で輸入会社にPL法の責任を認めた。
- (8) 東京地裁平15.3.20判決：医療器具の欠陥で製造物責任を認めた。
- (9) 東京地裁平15.7.31判決：納入部品の欠陥で製造物責任を認めた。
- (10) 東京地裁平成15年3月20日（控訴）：人口呼吸器喚気不全事件。公立病院で気管切開部位に装着した医療器具に接続した他社製呼吸回路器機の接続部が閉塞して乳児が死亡した事案につき、指示・警告上の欠陥があるとして各医療器具の製造・輸入販売会社2社への製造物責任に基づく損害賠償等5063万円が認められた事例。
- (11) 東京地裁平15.5.28判決：リコール2度の輸入自動車の炎上で輸入元と販売

会社に賠償を命じた。

- (12) 名古屋地裁平16. 4. 9 判決：医薬品にPL法を適用
- (13) 広島地裁平16. 7. 6 判決：自転車メーカーにPL法に基づく賠償命令（判例時報1868号101頁（平成14年（ワ）第954号）

これらを見ると平成14年以降、製造物責任法による欠陥を認めた認容判決が急増していることがわかる。

4. 4 我が国の製造物責任法の問題点

(1) 製造物の範囲（PL法第2条1項）

PL法では製造物責任が問われる「製造物」を「製造または加工された動産」と定義しており、「製造物」には工業製品・手芸品・芸術作品・加工農産物・輸血用血液製剤・ワクチンなどがあり、他方「製造物」とは認められない物として、不動産（土地・建物）・修理運送などのサービス・未加工農林水産物・電気等のエネルギー・情報（ソフトウェア）等がある。しかしこの区別は必ずしも自明ではなく、政策的な見地から決定されているため問題も多い。例えば未加工農林水産物であっても、現代の農業は化学肥料・人工飼料ではなくバイオテクノロジーなどの大量利用がなされていることが多く、加工・未加工の区別は不明瞭である。また輸血用血液製剤については、保存液や凝固防止剤等が添加されているため「加工された動産」にあたることは疑いないが、政府統一見解では政策的配慮から「現在の科学技術水準下では技術的に排除できないウィルス等の混入や免疫反応等による副作用は欠陥にあたらない」としていることは現場の職員に混乱を招いている。交通信号制御装置や証券取引コンピュータシステムのバグなどソフトウェアの欠陥は、ハードウェアの故障とは比較にならないほどの大規模な事故を引き起こす可能性があるにもかかわらず、「動産」ではないという理由で製造物の欠陥には当たらないとされている。送配電電源も電圧・電流・周波数等の欠陥はコンピュータシステムに多大な被害を生じる可能性があるにもかかわらず同様の理由で欠陥には当たないとされていることは、実情に沿わないものと言わざるを得ない。

さらに製造物から「不動産」を除外したことには根強い批判がある。その理由として、欠陥商品をめぐる過去の裁判例で最も多いのが不動産関係の損害賠償事件でありニーズが多いこと、分譲業者自身が建設していない場合には買い主は建設業者の契約責任を問えないこと、不動産の所有者や占有者に無過失責任を課す民法第717条の土地工作物責任は、不動産の所有者や占有者に被害が生じ

た場合には適用されないこと、第三者が被害者となった場合に所有者や占有者は土地工作物責任に寄り無過失責任を追うことになるのに建築業者や造成業者は過失がなければ責任を負わぬことになり均衡を失すことなどが主たる反対意見となっている。これも資力のあるデベロッパーを保護する政策から除外されたものと考えられるので、自宅を持ちたいと願う一般庶民の期待を法的に保護するために早急な改善が必要と考えられる。⁴¹⁾⁴²⁾⁴³⁾⁴⁵⁾⁴⁶⁾⁴⁸⁾⁵⁰⁾

(2) 開発危険の抗弁（PL法第4条1項）

PL法の定める免責事由のひとつに、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと」を製造業者等が証明した時には製造物責任を免責する「開発危険の抗弁」がある。これは世界最高の科学技術水準において予見可能性がなかったことの証明責任を製造業者に負わせるかわりに、発見・防止が不可能であった欠陥について免責することで、研究開発や技術革新の意欲阻害を阻止しようとするものである。これは立証責任が消費者側にある過失責任に比して、消費者保護には優れている。ただ製品を製造する技術者に対しては、特定の製造者の科学技術水準を問題にするのではなく、「世界最高の科学技術水準」に照らして欠陥の予見可能性を調査しなければならないという極めて厳しい責任を課しているものである。世界的に見てもルクセンブルグ以外の欧米諸国や中国において、この開発危険の抗弁は認められており、その制度自体は適当なものであると考えられるが、「世界最高の科学技術水準」を科学者でない裁判官が法廷で判定することは容易でないと危惧されている。³⁷⁾³⁸⁾³⁹⁾⁴⁰⁾⁴¹⁾⁴²⁾

(3) 誤用の抗弁（misuse）

米国のPL法では、製品を予見できないような態様で被害者が使用したため事故が生じ怪我をした場合には、誤用（misuse）として売主はつねに製造物責任を免れる。我が国では未だそのような判例は出でていないが、「製品の使用法注意表示」さえ、あらかじめ十分に記載されていれば製造者の責任は問われないという考え方方は既に流布している。この「誤用の抗弁」は、本来どのような製品の使用者・消費者が意図されていたかが重要な要素となる。従って専門家など特定の者を対象に設計・警告表示がなされた製品に関して、素人が誤用した場合にも被告は責任を免れることができるとされている。しかし製品の危険が明白である場合については、被害者である原告が「危険の引受け（assumption of risk）」をしたものと従来考えられてきたが、製造者たる被告が予見可能であれば危険を避けるように相当の注意を払うべき義務があり、それだけでは免責されるこ

とはなくなってきた事実とも関連して、特に専門家と非専門家の意識の違いの希薄な我が国の技術風土で、この「誤用の抗弁」が一般に受入れられるかどうか、危惧されている。³⁶⁾

5 技術者倫理と製造物責任

5. 1 製造物責任法の保護法益

PL 法第1条(目的)には、「この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されており、「被害者の保護」という私的法益とともに、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」という社会法益の二つの性格の異なった法益をその保護法益としている。これは特許法第1条(目的)に「この法律は発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励しもって産業の発達に寄与することをその目的とする」とされていることにも対応しており、我が国の産業関連法の特徴となっている。ただその前者の「被害者」には製造物を自分自身のために直接使用・消費する使用者個人のみならず、それ以外の第三者や法人までも含まれるとされている。ここで事業者や法人の財産的損害を PL 法の保護法益とすることは、欧米の PL 法には見られない我が国独自のものとなっており、消費者保護という枠を超えた欠陥事故一般に関する民事責任特別法としての性格をもつことには厳しい批判がある。また「国民経済の健全な発展」は、PL 法導入により裁判争点明確化、判例の水準平均化、企業・消費者双方の製品安全に関する意識変化、裁判外クレーム処理の円滑化、さらには国際的に調和のとれた制度の確立を目指している。しかし経済法ならばいざ知らず民事責任特別法としての PL 法に「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」という社会的法益を担わせることは必ずしもその性格に適したものとは思われず、製造物責任を課す際に「企業利益との調和」に配慮することが要求されると誤解される恐れがある。PL 法の実際の運用に当たっては、あくまで消費者保護という個人法益保護にあることを失念してはならないものと思料する。

5. 2 技術者の責任と倫理

PL 法の成立は、今まで法律を知らずに過ごせた企業の技術者に、その法的責任の遂行と製造者としての高い職業倫理を求める時代の到来を告げた。しかし

我が国の技術者や教育においては、近年ようやく技術者倫理のみが講義されるようになったのに対して法学は必ずしも必修とされていない。その点訴訟社会の米国では技術法教育が大学で必修となっているだけでなく、実社会においてもPE（Professional Engineer）が科学技術についての専門家証人（expert witness）の役割を果たしている。製造物関連の事件が起きると法律面を担う法律家を中心として、科学技術面を担当するPEとの実務的な連携のチームが始動する。専門家証人の基本的な役割は、①事故を理解して発生した一連の出来事のできるだけ詳細なモデルを構築すること、②クライアント（つまり専門家証人を雇う弁護士）が事故を理解するのを助けること、③陪審員が事故を理解するのを助ける手立てをすること、④事故を説明する助けとなるような他の同様な事故あるいは関係のある事故についての情報を探すこと、⑤過失問題に影響するような具体的な技術上の問題点について検討し説明を準備すること。以上①～⑤が、専門家証人すなわちPEの役割とされ、製品事故の科学技術面の対策においてPEは社会的にも重要な役割を果たしている。⁵⁵⁾³⁶⁾

企業家・技術者に法的コンプライアンスが強く求められている現在の我が国においても、安全工学・知財法と並んでPL法の実際的な知識を身につけるための教育が求められていると思料する。また「法の根底をなすのは倫理」という考え方からは、大企業に対して絶対弱者である消費者を製品安全を通して守るという強い職業人意識をもったエンジニアを育てることも工科系大学の任務であると考えられる。⁷⁾⁵²⁾⁵³⁾⁵⁵⁾

6 おわりに

不法行為による損害賠償を規定する民法709条は、「故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定する。他人を害する「故意」をもって侵害したものに賠償責任があることは当然であるが、意図せずに「過失」で事故を起こしたものにも意図したものと同じ責任を負わせることは必ずしも自明な法理ではない。そのため「十分な注意を払って事故を避けるべき努力を払うべきであったのにその安全配慮義務を怠った」点が非難されるという、一種の「事故に繋がる未必の故意」をもったことが「過失」と見なされるともいえよう。そこには故なき侵害を受けた被害者救済のための政策的意図があると思われる。しかし責任を負担ではなく、応答責任と見なす考え方によれば、いわゆる「自己責任」の概念も、自らが自らに応答する責任を観念することができないため、

責任の名に値しない。同様にいわゆる「無過失責任」は加害者の非難可能性を見いだすことができず、同じ人間としての説明責任を期待することも不可能であり、さらに事故予防にも直接には繋がらないため、認めることはできない。このように考えると PL 法における責任は、「欠陥を有する製品を漫然と世に送り出した注意義務違反」と考え、「どうしてこのような事故が生じたか、今後どのようにすれば再発を避けられるか」という説明責任を問い合わせ、加害者が再び社会に受け入れられるようにする責任実践過程であると考えることが最も正当であると思料する。⁵⁴⁾

このような PL 法の欠陥責任概念は、技術者倫理の観点からは「人はすべて周りの人々から期待されているときにその期待を裏切らぬよう常に最前の努力すべきである」という社会的要請に対応していると考えられる。そのためには技術者は、社会は自らにどのような専門性と能力を期待しているか常に問い合わせ、必要とされるときにはいつでも要請に応えるべく、最新の知識と技術を身につける努力を継続するとともに、「常在戦場」の精神で日頃から心身を調御しておくべきであると考える。⁵⁵⁾

7 別添資料 [製造物責任法条文]

製造物責任法（平成六年七月一日法律第八十五号）

第1条（目的）

この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

1. この法律において「製造物」とは、製造または加工された動産をいう。
2. この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係わる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。
3. この法律において「製造業者等」とは次のいずれかに該当する者をいう。
 - ①当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
 - ②自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その

「法的責任に関する一考察」 --- 特にPL法における“無過失責任”について---

他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

- ③前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係わる形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

第3条（製造物責任）

製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第3項第2号若しくは第3号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものに欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

第4条（免責事由）

前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- ①当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。
- ②当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

第5条（期間の制限）

1. 第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したときも、同様とする。
2. 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

第6条（民法の適用）

製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

付則

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、この法律

の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

8 文 献

1. 丸山真男：「日本の思想」，岩波新書C39，1961
2. 金沢文雄：「人体実験の適法性の限界」，pp113－135，植松博士還暦祝賀「刑法と科学（法律編）」，有斐閣，1971
3. 大谷実：「臓器移植をめぐる刑法上の問題点」，pp137－153，植松博士還暦祝賀「刑法と科学（法律編）」，有斐閣，1971
4. 中義勝：「刑法における死の概念について」，pp155－173，植松博士還暦祝賀「刑法と科学（法律編）」，有斐閣，1971
5. 久野収訳：「社会倫理学（世界の大思想38 デュウイ＝タフツ）」，河出書房新社，1972
6. 大谷実：「人格責任の研究；刑事法叢書①」，慶應通信，1972
7. 作田啓一：「価値の社会学」，岩波書店，1972
8. 稲松信雄・生熊譲二訳：「帰属理論入門 一対人行動の理解と予測」，誠信書房，1981
9. 星野英一編：「事務管理・不当利得・不法行為」，民法講座第6卷，有斐閣，1985
10. 星野英一編：「製造物責任：民法講座第6卷事務管理・不当利得・不法行為」，pp639～679，有斐閣，1985
11. 大森英太郎訳：「法・不法及刑罰の社会倫理的意義」，岩波文庫1165p.100，1985
12. 内田文昭：「改訂刑法I（総論）」，pp249－254，現代法律学講座26，青林書院，1986
13. 石村善助・所一彦・西村春夫編著：「責任と罪の意識構造」，多賀出版，1986
14. 萩原滋：「責任判断過程の分析：心理学的アプローチ」，多賀出版，1986
15. カール・エンギッシュ〔著〕；莊子邦雄，小橋安吉訳：「刑法における故意・過失の研究」，pp17－25，一粒社，1989
16. 竹内昭夫編：「わが国の製造物責任法：現状と立法論」，pp182－215，有斐閣，1990
17. 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編：「製造物責任法の論点」，pp25－32，商事法務研究会，1991
18. 田島裕訳：「ヨーロッパの製造物責任法/A. L. ダイヤモンド氏講演」，pp1－20，シリーズ名：安田火災記念財団叢書；No.37，安田火災記念財団，1991
19. ウィトモア・グレイ講演；藤倉皓一郎訳：「アメリカとヨーロッパにおける製造物責任法：比較法の視点から」，pp1－24，安田火災記念財団叢書；No.36，安田火災記念財団，1991
20. 蘭千壽・外山みどり：「帰属過程の心理学」，ナカニシヤ出版，1991
21. NIRA研究報告書：「日本型製造物責任制度のあり方に関する研究」，pp13－25，総合研究開発機構，1992

「法的責任に関する一考察」 --- 特にPL法における“無過失責任”について ---

22. 藤田藤雄：「日本における「責任」の概念」，白桃書房，1991
23. 上田惇生・佐々木実智男・田代正美訳：「ポスト資本主義社会－21世紀の組織と人間はどう変わるか」，ダイヤモンド社，1993
24. 矢部五郎訳：「米国版完全翻訳：製造物責任ハンドブック」，第1章「製造物（賠償）責任の法的構成」，pp2-24，フジテクノシステム，1993 「法工学とは一般的に法的問題及び製造物責任と工学的・科学的事実との関係及び応用を提供する科学である（原著序文より）」
25. 日本薬剤師研修センター編：「製造物責任（PL）制度の概要と諸問題」，pp19-37，薬業時報社，1994
26. 吉本英雄：「世界における製造物責任法」，pp228-266，日本海運集会所，1994
27. 大川俊夫：「PLのおはなし」，pp25-31，pp115-121，pp143-152付録（check lists），日本規格協会，1994
28. 通商産業省産業政策局消費経済課編：「製造物責任法の解説」，通商産業調査会，1994
29. 木川統一郎編著：「製造物責任法の理論と実務」，pp234-243，成文堂，1994
30. 加藤雅信編著：「製造物責任法総覧」，pp195-237，商事法務研究会，1994
31. 小林秀之：「製造物責任法」，pp59-75，シリーズ名：新法学ライブラリ11，サイエンス社，1995
32. 長瀬二三男：「製造物責任法の解説」，pp352-358，pp227-236，一橋出版，1995
33. 林田学：「住まいとPL法」，pp8-38，pp92-194，大成出版社，1995
34. 小林秀之：「製造物責任法：その論点と対策」，pp35-59，pp226-236，中央経済社，1995
35. 林田学：「PL法新時代」，pp38（silicone），中公新書No.1248，1995
36. 平野晋：「アメリカ製造物責任法の新展開：無過失責任の死」，pp312-325，成文堂，1995
37. 中村弘：「製造物責任法の基礎的研究」，pp10-13，pp16-61，同文館，1995
38. 日弁連消費者問題対策委員会編：「実践PL法」，pp30-32，pp110-149，有斐閣，1995
39. 杉本泰治・湖上國雄：「製造物責任法：法律家と技術者とをつなぐ」，pp20-39，シリーズ名：『法と社会』，勁草書房，1996
40. 遠藤浩編：「製造物責任法；事務管理・不当利得・不法行為」，pp137-180，別冊法学セミナー；no.143. 基本法コメントール 債権各論 第4版，日本評論社，pp137-180〔製造物責任法概説〕，1996
41. 日化協アンケート収載：「化学企業PL対策の現況」，pp60-67，化学工業日報社，1996
42. 中澤一彰監修・岡寛明著：「PL法対応取説マニュアルのつくり方」，pp63 1996
43. 日本包装管理士会「PL法対策関連事例集」編集委員会編：「最新実例によるPL法対策関連事例集」，pp15-45，日本包装管理士会，1996
44. 沢谷豊・長谷川幸一訳：「公式組織の機能とその派生的問題」，新泉社，1996
45. 濱川信久：「消費社会の構造と製造物責任法」，pp187-216，シリーズ名：岩波講座現代の法；13

- 「消費生活と法」, 岩波書店, 1997
46. 升田純：「詳解製造物責任法」, pp14–69, 商事法務研究会, 1997
47. 池上哲司：「責任」所収, 廣松涉編著 『岩波哲学思想辞典』, 岩波書店, 1997
48. 小清水敏昌編著：「医薬品の情報提供と製造物責任(PL)」、朝倉書店シリーズ医療薬学4 「医薬品情報学」, pp57–69, 1998
49. Hans Jonas 著, 加藤尚武監訳：「責任という原理－科学技術文明のための倫理学の試み」, 東信堂, 2000
50. 杉本泰治：「日本のPL法を考える：市民と科学技術の目で見た製造物責任法」, pp28–34 地人書館, 2000
51. Arthur Kaufmann 著(甲斐克則訳)：「Das Schuldprinzip (責任原理－刑法的・法哲学的研究)」、九州大学出版会<法と国家>翻訳叢書, 2000
52. 宮崎幹朗：「ボランティア活動の責任構造」, 『愛媛法学会雑誌』第26卷3. 4号, 2000
53. 大庭健：「責任」, 『事典：哲学の木』講談社, 2002
54. 滝川裕英：「責任の意味と制度－負担から応答へ」, 効果書房, 2003
55. Hans Lenk 著, 山本達・盛永審一郎訳：「テクノシステム時代の人間の責任と良心－現代応用倫理学入門」, 東信堂, 2003
56. 北田暁大：「責任と正義：リベラリズムの居場所」, 効果書房, 2003
57. 松宮孝明：「刑事過失論の研究」, pp193–227, 成文堂, 2004
58. 田沼柾：「民法の解説：事務管理法・不当利得法・不法行為法」, 一橋出版, 2004
59. 作田啓一：「価値の社会学」, 岩波書店, 2004
60. 仲正昌樹：「「みんな」のバカ！無責任になる構造」, 光文社新書152, 2004
61. 成田和信：「責任と自由」, 効果書房, 2004
62. 立岩真也：「ALS 不動の身体と息する機械」, 医学書院, 2004
63. 国民生活センター：「製造物責任法施行10年目の製品関連事故に係る消費生活相談と訴訟の動向」, 国民生活センターからの報道発表資料 [2005.10.6.公表], http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20051006_5.html visited on 2005.10.6.
64. 大庭健：『「責任」ってなに?』講談社現代新書 講談社, 2005
65. 小浜逸郎：『「責任」はだれにあるのか』PHP研究所, 2005
66. ヨンパルト・ホセ：「道徳的・法的責任の三つの条件」, 成文堂, 2005

